

特定非営利活動法人高麗博物館定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人高麗博物館という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都新宿区大久保 1 丁目 12 番地 1 号第 2 韓国広場ビルに置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、一般市民を対象にして、博物館活動を通し、有史以来の日韓・日朝関係史及び在日韓国・朝鮮人の歴史について、情報の収集・公開、調査・研究、イベント開催などの活動を行い、もって心豊かに支えあう国際社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、博物館活動を通じて、特定非営利活動促進法第 2 条別表の「社会教育の推進を図る活動」、「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」及び「国際協力の活動」を行う。

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、日韓、日朝交流史及び在日韓国人、朝鮮人の歴史を正確に伝えるため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 情報・資料を収集し、保管し、展示し、講座を開催する事業。
- (2) 資料を学校、公民館等に展示し、情報を伝える授業、講演、イベント等の事業。
- (3) 調査・研究をし、報告書を作成する事業。
- (4) 周辺地域社会と交流する事業。
- (5) 韓国、朝鮮の研究者・教員との交流等、相互の歴史認識を深めるため、国際交流を図る事業。
- (6) 博物館資料に関連のある書籍、出版物等の販売等の事業。
- (7) 各前号の事業に関する出版及び広報。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 5 種とし、正会員、維持会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）における社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。

② 維持会員

この法人の維持、運営のため、特に維持会費を納入した個人及び団体。

③ 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体。

④ 学生会員

この法人の事業を賛助するために入会した専門学校生、大学生、大学院生等。

⑤ 企業・団体会員

この法人の事業を賛助するために入会した企業・団体会員。

(入 会)

第 7 条 社員の入会について、とくに条件は定めない。

2 社員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込

むものとする。

- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第 2 項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 8 条 社員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は社員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 社員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により社員を除名しようとする場合は、議決の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第 12 条 すでに納入した会費は返還しない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上
- (2) 監事 2 人

2 理事のうち 1 人を理事長、3 人以内を副理事長、1 人を専務理事、1 人を館長とする。また、理事のうち 2 人以内を副館長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、館長、副館長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は理事長を補佐し、事務局を統括し、軽微な日常業務を執行する。また、専務理事は理事会の円滑な運営に資するため、諸情報を収集し、整理して理事会に提出する。
- 4 館長は館の運営に当たり、館務を統括する。

- 5 副館長は館長を補佐し、館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、館長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 6 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数が3分の1が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障ため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第20条 この法人の発展に著しく貢献した者、また、現に専門知識をもって貢献しているものは総会の議を経て顧問にすることができる。

- 2 顧問は理事長の諮問に応える。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会、常任理事会、運営委員会の4種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
(総会の構成)

第22条 総会はこの法人の最高の意思決定機関であって、正会員及び維持会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は総会に出席し意見を述べるることができる。

(総会の権能)

第 23 条 総会は以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 会費の額
- (7) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く第50条において同じ) 其他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合において開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第 5 項第 4 号の規定にもとづいて召集するとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その日の出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、社員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 29 条 各社員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は前 2 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員総数及び出席者数 (書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、社員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び社員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の決議を要しない義務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の場合には、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。この場合、理事長は他の理事を議長に指名することができる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条および次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
(常任理事会及び運営委員会)

第 39 条 この法人に常任理事会および運営委員会をおく。

2 常任理事会および運営委員会に関しては別途細則で定める。

第6章 資 産

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第28条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、

理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法 25 条第3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄官庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法 第 11 条第 3 項が規定した団体で、総会が承認した団体に譲渡するものとする。

第 9 章 公告の公示

(広告の方法)

第 54 条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告においては、この法人のホームページにおいて行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、職員を置く。

(職員の免任)

第 56 条 事務局職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議を経て、理事長が別に定める。

第 11 章

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2002 年 11 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条規定にかかわらず、この法人の成立から 2002 年 9 月 30 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 1 口 5000 円/年、1 口以上
 - (2) 維持会員 1 口 5000 円/月、1 口以上
 - (3) 賛助会員 1 口 5000 円/年、1 口以上
- 6 会費に関して前「5」項を無効とし、別途「会費細則」に定める。本項は 2014 年 12 月 1 日より適用する。

【改定履歴】

2001年11月23日施行
2014年12月 1日改定
2017年11月25日改定
2022年11月26日改定
2024年 2月28日改定

別表

設立当初役員名簿

理事長 東海林 勤

副理事長 関口澄子

専務理事 江水 清

館長 宋富子

理事 新井 勝紘

金 根熙

金 熙淑

黒田 貴史

小島 淑子

坂本 ヒサ

関田 寛雄

三輪 祐児

村野 繁

矢澤 康祐

李 栄司

松浦 基之

山崎 純夫